

1. 建設候補地の公募

栗東市では、現在、次の公募要項により、建設候補地を募集している。

栗東市ごみ処理施設建設候補地公募要項

施設概要

可燃ごみ処理施設（ストーカ式又はメタンハイブリッド式）

- ・処理能力：70 t /日
- ・処理対象物：家庭等から排出される可燃ごみ

資源ごみ・粗大ごみ処理施設

- ・処理能力：19 t /5 h
- ・処理対象物：家庭から排出される資源ごみ、破碎ごみ、粗大ごみ
- ・その他：環境学習施設を併設

応募者の資格

栗東市の区域内にあり、次の区分のいずれかに該当する方は応募可能。

- (1) 建設応募用地の所在地の自治会長
- (2) 建設応募用地が複数の自治会にまたがる場合は建設応募用地の所在地の全ての自治会長
- (3) 建設応募用地を所有する（個人・法人）
- (4) 建設応募用地を所有する者が複数の場合は、建設応募用地を所有する全ての者

応募条件

- (1) 3 ha 以上の用地を確保できること。ただし、3 ha 未満であっても、当該地の周辺環境や同意の状況によっては、応募が可能。
- (2) 自治会長、土地所有者のいずれの応募の場合も、建設応募用地が所在する自治会で合意の形成がされていること。ただし、建設応募用地が複数の自治会にまたがる場合は、建設応募用地が所在する全ての自治会の合意の形成が必要。
- (3) 建設応募用地の土地所有者の同意を得ていること等

2. 用地選定の前提条件

都市計画運用指針（国土交通省）に廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項が次のように示されている。

廃棄物処理施設の設置に当たり、都市計画の観点として少なくとも以下の項目に留意することが望ましい。

(1) 基本的考え方

廃棄物処理施設には都市計画法第11条第1項第3号の汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設が該当するため、適当な種類を選択して決定することが望ましい。

処理区域の広がり、人口の分布、設置する施設の特性、及び関連する施設との連携を総合的に勘案することが望ましい。

(2) 配置

各施設の配置は、市街地の広がり、廃棄物等の輸送の効率性等を勘案したうえで、なるべく集約して配置することが望ましい。

(3) 区域

施設の敷地は、搬出入や緑化等に必要な土地に加え、増築、改築、移設に必要な土地をあらかじめ確保しておくことが望ましい。

(4) 位置

① 主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましい。

② 市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。

③ 災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない。

④ 敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい。
また、最終処分場は、必要に応じ緑地等を決定し、処分終了後に整備すること等により自然的環境の回復を図ることが望ましい。

⑤ ごみ焼却場等については、必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。この場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましい。

3. 審査方法の検討

審査の方法は、審査を効率的に行うため、1次審査（適合審査）及び2次審査（適性審査）の2段階による審査とする。

各審査内容の内容は次のとおりである。

(1) 1次審査（適合審査）

新ごみ処理施設を建設するに当たって、公募要項への適合について審査することとし、公募要項に定める応募の条件を全て満たしている建設応募用地は、次の段階となる2次審査（適性審査）を行うこととする。

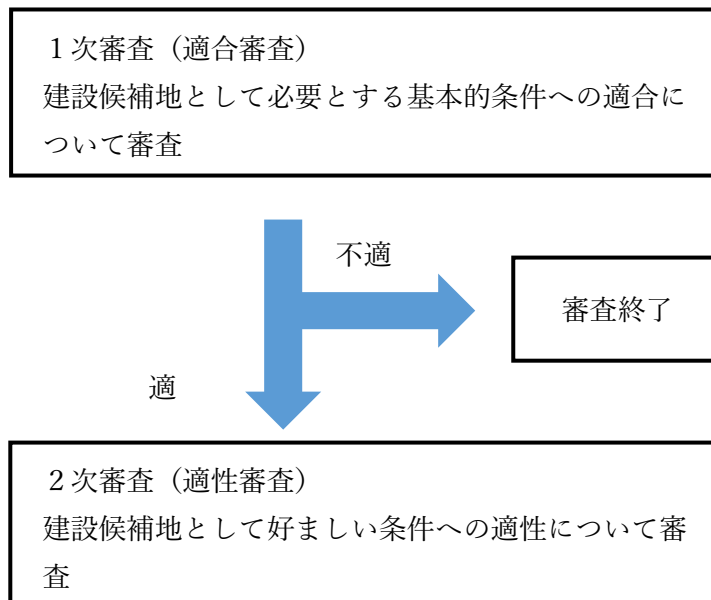
(2) 2次審査（適性審査）

1次審査を通過した建設応募用地について、建設候補地としての適性を測るため、まず評価項目ごとの点数評価を行い、これらの評価を踏まえた着眼点の設定を行った上で、最終的な評価のまとめとして総合評価を行うこととする。

4. 審査の実施

評価項目に従い、各建設応募用地の1次審査、2次審査（点数評価、記述評価、着眼点の設定、総合評価）を実施し、評価結果を取りまとめる。

【審査フロー図】



1次審査（適合審査）

1次審査の評価方法

1次審査は、建設応募用地が公募要項に定める応募の条件を全て満たしているかを評価することにより行う。なお、適合基準は表1のとおりである。

表1 1次審査項目

項 目	適合基準
平地面積	<ul style="list-style-type: none">・ 3 ha 以上の面積を確保することが可能である。・ 面積が3 ha 未満であっても、事務局へ事前に相談し、了承されている。
自治会における合意	<ul style="list-style-type: none">・ 建設応募用地が所在する自治会における合意が形成されている。・ 建設応募用地が複数の自治会にまたがる場合は、建設応募用地が所在する全ての自治会における合意が形成されている。
土地所有者の同意	<ul style="list-style-type: none">・ 建設応募用地の土地所有者の同意が得られている。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員が所有する土地でない。・ 建設用地の応募を開始した日以後に暴力団又は暴力団員から所有権を移転した土地でない。

2次審査（適性審査）

2次審査の評価項目及び評価方法

2次審査の評価項目として、1次審査により全ての応募の条件を満たした建設応募用地について適性を図るため、土地利用条件、収集・処理条件、周辺条件の視点に基づく20項目を設定する。

評価方法は、各評価項目に対し、重み付けを行ったうえで、評価点数を加重合計する。重み付けについては、それぞれの評価項目についての重要度から次のとおり設定する。

① 施設建設について最低限必要である項目

施設建設に最低限必要な項目を最重要項目とし、下記の項目については評価点を10倍するものとする。

- (1) 平地面積
- (2) 造成工事
- (3) 搬入道路の整備、拡幅等の必要性
- (6) 用地確保のしやすさ

② 土地利用の適合性について重要である項目

土地利用の適合性についての項目を重要項目とする。下記の項目については評価点を9倍する。

- (4) 主要幹線道路からの距離
- (9) 防災
- (11) 森林保護
- (14) 文化財保護

また、下記の項目については、評価点を8倍する。

- (5) 地域住民の利用状況
- (7) 地質の状況
- (8) 土地利用履歴
- (10) 浸水被害
- (12) 都市計画
- (13) 農地

③ 収集・処理条件及び周辺条件について重要である項目

収集・処理条件及び周辺条件について重要である項目を準重要項目とする。下記の項目については評価点を7倍する。

- (15) 収集運搬距離
- (17) 近くの住居の少なさ
- (18) 学校等施設の有無

また、下記の項目については、評価点を6倍する。

- (16) 水道・電気等の整備の必要性

④ その他の項目

下記の項目は、評価点を5倍する。

(19) 搬入車両の影響

(20) 将来計画等の有無

表2 2次審査項目

評価項目		判定基準	点数	重み付け	
土地利用条件	①施設用地の面積、形状	(1)平地面積	3 ha 以上の平地が確保できる。	3	10
			3 ha 未満であるが、整備可能である。	2	
		(2)造成工事	地形等による構造上の支障がなく、土地造成が容易である。(平坦な地形)	3	10
			地形上の問題により造成上の開発投資が必要である。(造成工事は可能)	2	
	②搬入道路の状況	(3)整備、拡幅等の必要性	大型車両の通行が可能な搬入道路が確保されている。	3	10
			大型車両の通行が可能な搬入道路がなく、整備が必要である。	2	
		(4)主要幹線道路からの距離	国道・主要地方道からの距離が1 km未満	3	9
	国道・主要地方道からの距離が1 km超、1.5 km未満		2		
	国道・主要地方道からの距離が1.5 km以上		1		
	③土地利用の状況	(5)地域住民の利用状況	現在のところ土地はほとんど利用されていない。	3	8
			現在のところ土地の多くが他の目的(田畑等)に利用されている。	2	
		(6)用地確保のしやすさ	地権者が少なく土地取得が容易である方が望ましい。	※	10
	④地質・地歴の状況	(7)地質の状況	液状化のおそれがない。(PL 値5 未満)	3	8
			液状化のおそれが少ない。(PL 値5 以上 15 未満)	2	
液状化のおそれがある。(PL 値15 以上)			1		
(8)土地利用履歴		地歴的に土壌汚染対策法に抵触するような利用履歴がない。	3	8	
	地歴的に土壌汚染対策法に抵触するような利用履歴がある。	2			
⑤指定区域等の有無	(9)防災	河川区域、地すべり防止地域、急傾斜地崩壊危険地域、砂防指定地、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流地区に指定されていない。	3	9	
		河川区域、地すべり防止地域、急傾斜地崩壊危険地域、砂防指定地、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流地区に一部指定されている。	2		
		河川区域、地すべり防止地域、急傾斜地崩壊危険地域、砂防指定地、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流地区に指定されている。	1		
	(10)浸水被害	敷地内に浸水想定区がない。	3	8	
		敷地内に浸水想定区が一部ある。	2		
		敷地内に浸水想定区がある。	1		
	(11)森林保護	保安林又は保安施設地区、国有林に指定されていない。	3	9	
		保安林又は保安施設地区、国有林に一部指定されている。	2		
		保安林又は保安施設地区、国有林に指定されている。	1		
	(12)都市計画	風致地区、公園・緑地その他都市施設に指定されていない。	3	8	
風致地区、公園・緑地その他都市施設に一部指定されている。		2			
風致地区、公園・緑地その他都市施設に指定されている。		1			
(13)農地	農業振興地域、農用地区域に指定されていない。	3	8		
	農業振興地域、農用地区域に一部指定されている。	2			
	農業振興地域、農用地区域に指定されている。	1			
(14)文化財保護	国・県・市指定文化財、埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。	3	9		
	国・県・市指定文化財、埋蔵文化財包蔵地に一部指定されている。	2			
	国・県・市指定文化財、埋蔵文化財包蔵地に指定されている。	1			

評価項目			判定基準	点数	重み付け
収集・処理条件	⑥収集運搬効率	(15)収集運搬距離	応募地の敷地境界から市の人口中心地までの直線距離が短い方が望ましい。	※	7
	⑦水道・電気等の確保	(16)整備の必要性	上下水道・高圧受電(6,600V)等の引込みが容易であることが望ましい。	※	6
周辺条件	⑧近隣施設の状況	(17)近くの住居の少なさ	周囲500m以内の住宅数等が200戸未満である。	3	7
			周囲500m以内の住宅数等が200戸以上500戸未満である。	2	
			周囲500m以内の住宅数等が500戸以上である。	1	
	(18)学校等施設の有無	周囲500m以内に学校、病院、保育園、老人福祉施設等がない。	3	7	
		周囲500m以内に学校、病院、保育園、老人福祉施設等がある。	2		
	⑨周辺環境	(19)搬入車両の影響	集落等を通さず、施設に搬入することが可能である。	3	5
			施設に搬入するために一部集落・住宅団地を通さず。	2	
			施設に搬入するために相当規模の集落・住宅地を通さず。	1	
	⑩地域の将来計画との整合性	(20)将来計画等の有無	土地利用構想、土地利用計画に支障がない。(解除等が必要ない。)	3	5
			土地利用構想、土地利用計画とは異なるが大きな支障ではない。(解除等が必要な指定があるが、解除は可能である。)	2	
土地利用構想、土地利用計画に著しい支障がある。(解除等が難しい指定がある。)			1		

※ 応募数に応じて、配点する。

例) 建設応募用地が2つの場合、条件に適している順に2点、1点と配点する。